

保存版

地域で共に助け合う 要配慮者支援に関する手引き

【手引き作成の趣旨】

大規模な地震や水害などの災害が発生した直後は、行政の災害対応力にも限界があり、地域の共助機能による支援が重要となります。

災害発生時に、高齢者、障害者などの要配慮者を支援するためには、近所の人や自主防災組織（町内会等）、民生・児童委員など地域の皆さんがお互いに協力して助け合う「共助」による支援体制を整備し、要配慮者の皆さんが地域内で安心して暮らすことができる地域づくりを目指したいものです。

この手引は、自主防災組織（町内会等）向けに要配慮者を支援するための具体策等についてまとめたものです。

柏 崎 市

平成26(2014)年4月	制定
令和 3(2021)年8月	一部改定
令和 4(2022)年9月	一部改定
令和 8(2026)年3月	一部改定

目次

①	なぜ要配慮者の支援が必要なのか	2
②	要配慮者と避難行動要支援者とは	3
③	避難行動要支援者登録制度の概要	4
④	避難行動要支援者の支援体制	7
⑤	避難支援等関係者及び地域支援者とは	8
⑥	避難支援等関係者、地域支援者及び市の役割	
→ 1	避難行動要支援者登録申請書兼個別計画の作成時	9
→ 2	平常時	10
→ 3	災害発生直後	11
→ 4	避難所における対応	13
→ 5	災害収束時の対応	14
⑦	避難誘導及び避難生活において配慮すべき事項	
→ 1	目の不自由な方	15
→ 2	耳の不自由な方	15
→ 3	肢体不自由な方	16
→ 4	内部障害のある方	16
→ 5	知的障害の方	17
→ 6	精神障害の方	17
→ 7	認知症の方	17
→ 8	難病・特定疾患の方	18
→ 9	寝たきりの方	18
<参考>	福祉避難室について	19

平成16年10月の中越地震、平成19年7月の中越沖地震などの大規模な地震を始め、数々の水害や豪雪など、当市でも大きな被害が発生する災害が続いています。

災害発生直後は、行政機能も完全ではない懸念があり、地域の共助機能による支援が求められます。

近年、隣近所の付き合いが希薄化し、昔あった「向こう三軒両隣」による地域で助け合う意識は薄まりつつあります。また、地域によっては要配慮者（※1）の存在を近隣の住民ですら分からない状況があります。しかし、これらのことは地区コミュニティ振興協議会、自主防災組織（町内会等）、民生・児童委員、消防団等（以下「避難支援等関係者」（※2）という。）の組織的かつ積極的な取組により、おおむね解消できるものと考えています。

したがって、平常時から要配慮者に最も身近な組織である避難支援等関係者において、災害時における要配慮者対策について検討しておくことが重要となります。当市においても要配慮者の支援対策として、情報収集・地域との情報共有方法など、要配慮者対策の取組方針を明らかにするため「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」を定め、要配慮者のうち特に支援が必要な者の把握のため「柏崎市避難行動要支援者登録制度」を制定し、要配慮者の支援にあたっています。

市内の先進的な自主防災組織では、災害時の要配慮者に対する支援の取組が行われていることから、これを市内全域で推進していきたいと考えています。

このような地域における助け合いは、防災を始め、防犯、福祉及び環境など住みやすい地域づくりにもつながるものと考えていますし、その中心的役割を担う自主防災組織（町内会等）の存在は、益々高くなってくるものと思います。



※1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者

※2 自主防災組織、民生・児童委員など、避難支援等の実施に携わる関係者

2

要配慮者と避難行動要支援者とは

要配慮者とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な次に掲げる者をいいます。また、要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを避難行動要支援者といいます。

避難行動要支援者が支援を受けるために必要な個人情報をもとに、本人の同意を得て「避難行動要支援者名簿」を作成し、平常時から避難支援等関係者と情報共有し支援していきます。

要配慮者の範囲

① 高齢者

〔例えば、次のような状態の方が該当します。〕

- ア 介護保険における要介護 3 から 5 までに認定されている方
- イ ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で自力避難することが困難な方

② 障害者

〔例えば、次のような状態の方が該当します。〕

- ア 身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当する方
- イ 視覚障害の 3 級又は 4 級に該当する方
- ウ 聴覚障害、上肢・下肢・体幹不自由、脳原性移動機能障害の 3 級に該当する方
- エ 知的障害の程度が重度(療育 A 判定)の方
- オ 精神障害で 1 級に該当する方
- カ 障害支援区分が 4 から 6 に該当する方

③ 難病患者

④ 施設入所者

〔例えば、次のような方が該当します。〕

- ア 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等に入所している方
- イ 障害者施設に入所している方

⑤ 外国人

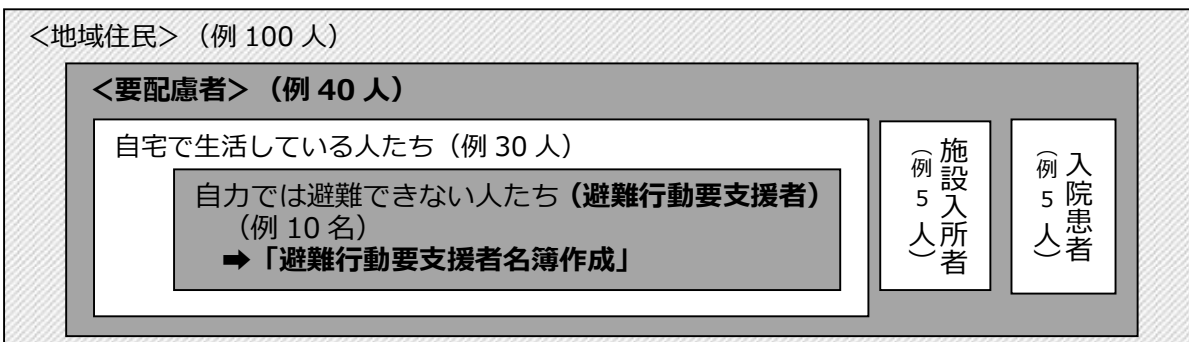
⑥ 妊婦

⑦ 乳幼児



注：上記、要配慮者の範囲の④から⑦までのものは、当面の間、避難行動要支援者登録制度の対象者とはしていませんので、ご注意ください。

〈要配慮者と避難行動要支援者イメージ図〉



3

避難行動要支援者登録制度の概要

要配慮者支援において、最も重要なことは、要配慮者のうち円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者がどこに住み、どのような状況にあり、どのような支援が必要であるかという基本的な情報を日頃から把握しておくことです。

このことから、市と自主防災組織（町内会等）などの避難支援等関係者が連携して地域において支援が必要な方の情報共有を図り、災害時における支援体制を確立するため、避難行動要支援者名簿を整備します。この、名簿を活用し、避難行動要支援者の支援にあたります。

1 登録の方法について

原則、名簿への登録と避難支援等関係者への情報提供に同意いただいた方を名簿に登録します。

市より「避難行動要支援者登録申請書兼個別計画（5ページ参照）」を該当者へ送付し、提出していただいた申請書の内容を名簿に登録します。

2 名簿の作成について

市において名簿を2種類作成します。

① 同意者名簿：

「避難行動要支援者登録申請書兼個別計画」の提出により、避難支援等関係者への情報提供について、本人の同意が得られた方を同意者名簿に登録します。

② 未同意者名簿：

市から避難行動要支援者対象者へ申請書を送付した結果、同意又は未登録の意思を明示しなかった方については「未同意者名簿」に登録します。

3 名簿の提供について

平常時から自主防災組織などの避難支援等関係者へ同意者名簿及び未同意者名簿を提供し、市関係部署との情報共有・相互連携を図り、地域ぐるみで避難行動要支援者の的確な避難支援に資するための基礎資料とします。

※避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例（令和4年条例第33号）

第3条第2項の規定により、未同意の方（同意又は未登録の意思を明示しなかった方）は本人の同意を得ているものとして未同意者名簿に登録し、避難支援等関係者へ情報提供します。

避難行動要支援者登録申請書兼個別計画

避難行動要支援者登録申請書兼個別計画

柏崎市長 様

私は、災害発生時に地域の支援を受けたいので、下記の内容を避難行動要支援者台帳に登録するとともに、この個別計画書の情報を避難支援等関係者（地区コミュニティ振興協議会、自主防災組織（自主防災組織が結成されていない地域は町内会）、民生・児童委員、消防団）及び市防災部局・福祉部局に平時から提供されることに同意します。

申請年月日 年 月 日

（申請者）

氏名

※本人が自署できない場合は、代筆者が署名し、
代筆者について右欄に記入してください。

代筆者（代筆の場合のみ記入してください）

住 所

氏 名

連絡先

申請者との続柄

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	年 月 日
住所		電話	自宅 携帯
支援が 必要な 理由	当てはまるものに☑をつけ、要介護・身体障害の場合は、区分に○を付けてください。 ☐ 要介護認定 介護度（ 3 ・ 4 ・ 5 ） ☐ 身体障害者手帳（ 1 級 ・ 2 級 ） ☐ 精神障害者保健福祉手帳 1 級 ☐ 療育手帳A ☐ 難病患者 ☐ その他（ ）	町内会	
		浸水想定区域	（不明な場合は市で記入します。）
		土砂災害警戒区域	（不明な場合は市で記入します。）
		避難所	
世帯 状況	当てはまるものに☑をつけ、人数をお書きください。 ☐ 一人暮らし ☐ 高齢者のみ [本人含む 人] ☐ その他 [（日中 人、 夜間 人）]		

（裏面に続く）

当てはまるものに☑をつけてください。

身体状況	☐ 寝たきり(歩行できない) ☐ 車いす(歩行できない) ☐ 足が不自由 ☐ 目が不自由 ☐ 耳が不自由 ☐ 避難の判断が困難 ☐ その他()
避難時に必要な支援	☐ 避難所までの搬送 ☐ 避難所までの付添い ☐ 避難時の声がけ ☐ 避難所への避難困難(人工呼吸器や人工透析が必要など)
持っている器具	☐ 特になし ☐ 車いす ☐ 杖 ☐ 歩行器 ☐ 人工呼吸器 ☐ その他()
かかりつけ医院	
お薬情報	☐ あり ☐ 特になし

担当福祉事業所 (担当ケアマネ等)	電話
----------------------	----

特記事項 (特別な事情等があれば記入)	
--	--

緊急連絡先(親族など緊急時に安否を把握している人)をお書きください。

緊急連絡先			
氏名	住所	電話	続柄
		自宅	
		携帯	
		自宅	
		携帯	

地域支援者をお書きください。

地域支援者（災害時にあなたが避難する際の協力者となる方です。できる範囲での支援であり、責任や義務が伴うものではありません。相手の了承を得て記入してください。）		
氏名	住所	電話
		自宅
		携帯
		自宅
		携帯

4

避難行動要支援者の支援体制

要配慮者の方

(名簿登録の方:避難行動要支援者)

④ 災害時に地域の方の支援を希望する方は、登録申請書を市へ提出します。

→登録制度の概要 (P4)

→・登録希望する方

『登録申請書兼個別計画』提出

・支援が必要無い方

『未登録理由書』提出

災害発生時、地域支援者と避難支援等関係者が協力し避難行動要支援者を支援（安否確認・避難誘導等）します。

④

市へ登録申請します。

⑤

安否確認状況等を市（介護高齢課又は福祉課）へ報告します。

対象者へ申請書を送付します。

柏崎市介護高齢課:21-2228

柏崎市福祉課 :21-2299

① 要配慮者へ申請書を送付します。

→登録制度の概要 (P4)

② 地域と連携、情報共有を図ります。→市の役割 (P9)

③

登録申請のあった要配慮者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し避難支援等関係者へ提供します。

市が情報提供する内容

- ① 避難行動要支援者名簿（同意者・未同意者名簿）
- ② 個別計画書
- ③ 支援地図

地域支援者(近隣住民)

避難支援等関係者(自主防災組織、町内会、民生・児童委員等)

⑥ 日頃から自主防災組織、町内会、民生・児童委員などの避難支援等関係者で連絡を密にし、地域全体で支援していく体制を作りましょう！

→避難支援等関係者及び地域支援者とは (P8)

→避難支援等関係者、地域支援者の役割 (P9～14)

⑦ 災害時の安否確認、情報伝達体制を確認し避難誘導等の際、避難行動要支援者を支援しましょう！

→避難支援等関係者、地域支援者の役割 (P9～14)

→避難誘導及び避難生活において配慮すべき事項 (P15～19)

⑧ 名簿は紛失等に注意し、しっかり管理しましょう！

5

避難支援等関係者及び地域支援者とは

1 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、自主防災組織（町内会等）、民生・児童委員などをいいます。避難支援等関係者は、避難行動要支援者を支援する際、地域支援者と連携を図り地域にあった手法で支援します。その役割を例示すれば次のようなものです。

- 自主防災組織（町内会等）は、避難行動要支援者の安否確認情報収集に努め、地域支援者と連絡がとれないなど、避難行動要支援者の状況が把握できない場合は、自主防災組織（町内会等）のメンバー、民生・児童委員と協力し、引き続き、安否確認、避難誘導等に努める。
- 民生・児童委員は、地域支援者や自主防災組織（町内会等）と協力して、担当地区内における避難行動要支援者の安否状況等を把握する。
- コミュニティ自主防災組織は避難支援等関係者から情報収集した避難行動要支援者の現況を取りまとめ市（介護高齢課又は福祉課）へ報告する。
- 平常時から地域支援者及び市関係部署等と情報交換、相互連携を図る。

2 地域支援者

地域支援者とは、避難行動要支援者の依頼により、災害時において安否確認、情報伝達及び避難等の際、避難行動要支援者を支援する近隣住民をいいます。地域支援者は、できる範囲で避難行動要支援者を支援することから、避難行動要支援者の支援の趣旨に賛同し協力していただける方ならどなたでもなれます。地域支援者が、都合や勤務等により不在となる時間帯に災害が発生する場合がありますが、その場合には避難支援等関係者による組織的な支援等を別途検討することになるものと思います。地域支援者の役割を例示すれば次のようなものです。

- 自分の身や家族の安全を確保した後、避難行動要支援者の安否確認を行う。
- 避難行動要支援者の家屋が被災している場合は、他の近隣住民と協力し救援活動を行うとともに、消防、市等関係機関へ連絡する。
- 無事で避難が必要な場合は、市指定の避難所まで避難誘導を行う。
- 避難行動要支援者の避難状況を地域の自主防災組織に連絡する。

※ この制度では、地域支援者に責任を課すものではありません。

6 避難支援等関係者、地域支援者及び市の役割

1 避難行動要支援者登録申請書兼個別計画の作成時

(1) 自主防災組織(コミュニティ、町内会)の役割

周知・助言

地域支援者
選 定

支 援
体制づくり

要配慮者支援対策は、自主防災組織（町内会等）の取組が何よりも重要なことから、市関係部署と情報共有・相互連携を図り積極的な取組をお願いします。

要配慮者支援対策の取組については、次の事項についてご配慮ください。

- ① 町内回覧や戸別訪問等により、要配慮者のうち支援が必要な方に対し、避難行動要支援者台帳登録について周知・助言等を行ってください。
- ② 市に届け出のあった登録申請書に地域支援者の記載がない場合は、自主防災組織（町内会等）、民生・児童委員等でご相談いただき、地域支援者を選定してください。
- ③ 地域支援者の選定が難しい場合は、自主防災組織又は町内会の区、班、組等を地域支援者と考えて支援体制づくりを行ってください。

(2) 民生・児童委員の役割

周知・助言

地域支援者
選 定

支 援
体制づくり

- ① 登録申請書に地域支援者の記載がない場合など、自主防災組織（町内会等）と連携を図り支援活動、地域支援者選定に協力するとともに、要配慮者に対する制度の周知・助言等に努めてください。
- ② 要配慮者で支援が必要な方に対し、市への登録申請を促してください。

(3) 市の役割

周知・啓発

申請書送付

広報誌などにより制度の周知・啓発を行うとともに、要配慮者に対し、避難行動要支援者登録申請書を送付します。

2 平常時

(1) 自主防災組織(コミュニティ、町内会)の役割

登録助言

見守り
体制強化

防災訓練

- ① 新たな登録希望者の発見などに努めてください。発見した場合は、市への登録申請を促してください。
- ② 登録した要配慮者（避難行動要支援者）に対し、地域支援者又は班等を中心とした近隣住民による普段からの見守り体制の強化に努めてください。
- ③ 民生・児童委員、消防団等と連携し、防災訓練等を通じて、避難行動要支援者に対する安否確認、情報伝達及び避難訓練等を行い、災害時に備えてください。

(2) 民生・児童委員の役割

登録助言

見守り
体制強化

防災訓練

- ① 新たな登録希望者の発見などに努めてください。発見した場合は、市への登録申請を促してください。
- ② 自主防災組織と連携を図り防災訓練に協力・参加し、災害時に備えてください。

(3) 市の役割

名簿作成
情報提供

関係機関
との連携

避難支援等
関係者との連携

市は、各地区代表者会議、各民児協、介護保険事業者会議、障害サービス事業所及び消防団等に対し要配慮者支援についての説明及び協力依頼を行うとともに、次のことを行います。

- ① 要配慮者から申請された情報を基に名簿を作成し、避難支援等関係者に情報提供を行い、市関係部署と情報共有・相互連携を図ります。
- ② 要配慮者の緊急受入先として、「避難の受け入れに関する協定」を締結した介護サービス事業所及び障害者施設等と連絡調整を図ります。
- ③ 要配慮者の支援に当たっては、消防団の果たす役割も大きいことから、平素から自主防災組織（町内会等）等との連携体制の構築に努めます。

3 災害発生直後

(1) 自主防災組織(コミュニティ、町内会)の役割

安否確認

避難誘導

情報提供

- ① 自身の安全を確保し、名簿を基に避難行動要支援者の安否状況など情報収集に努めてください。
- ② 地域支援者と連絡がとれないなど、状況が把握できない避難行動要支援者については、民生・児童委員、消防団と協力して、引き続き安否状況の把握、避難誘導等に努めてください。
- ③ 各自主防災組織（町内会単位）は安否が確認できた方の情報等をコミュニティ自主防災組織へ報告し、コミュニティ自主防災組織は取りまとめた情報を市へ電話等により連絡してください。

(2) 民生・児童委員の役割

安否確認

避難誘導

情報提供

- ① 地域支援者や自主防災組織と協力して、担当地区内の避難行動要支援者の安否状況把握を行い、コミュニティ自主防災組織へ連絡してください。
- ② 状況把握ができない避難行動要支援者に対し、引き続き自主防災組織（町内会等）等と協力し、安否状況の把握、避難の呼びかけ及び避難誘導等に努めてください。

(3) 市の役割

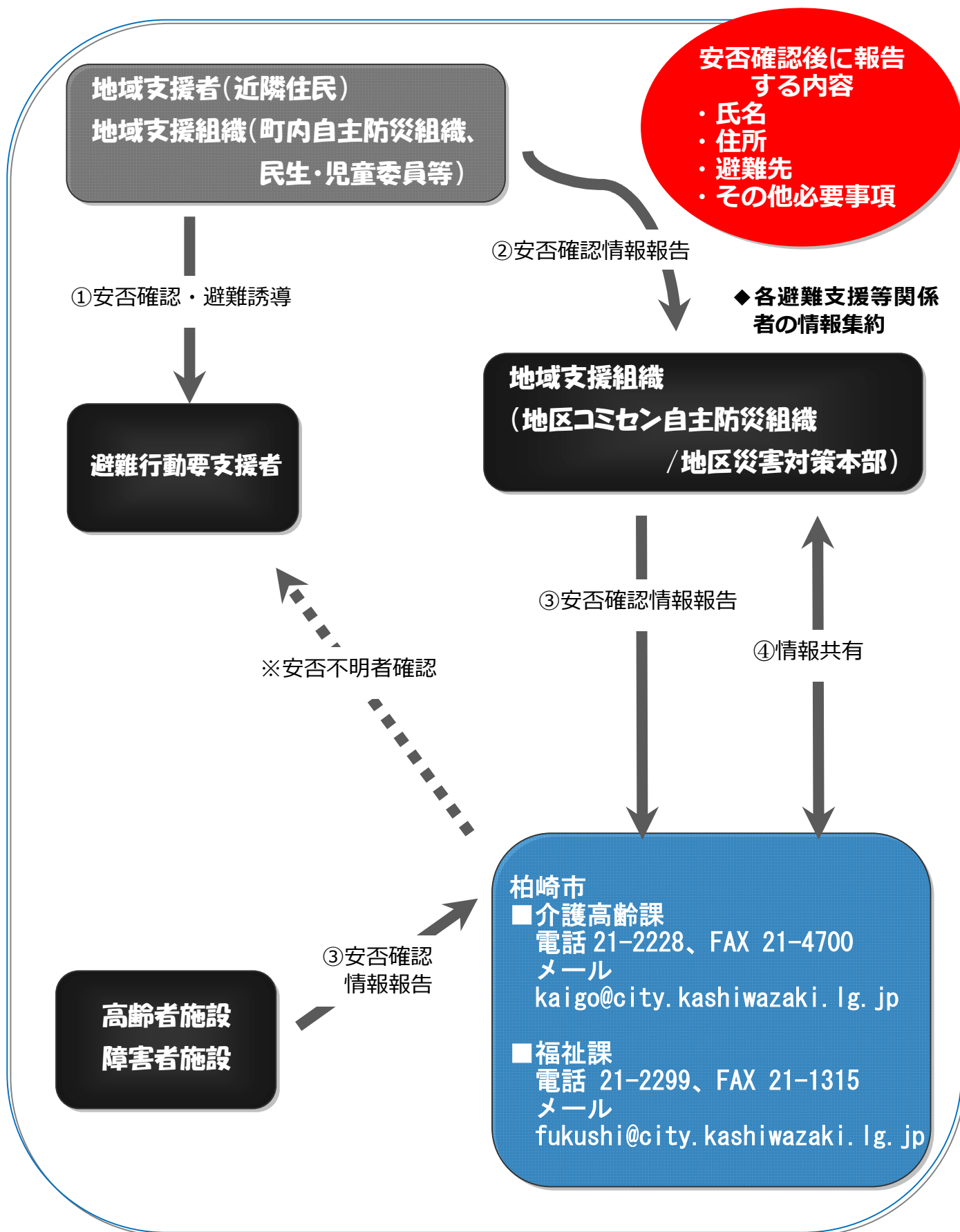
情報集約

**支援体制
強化**

- ① 自主防災組織（コミュニティ・町内会等）等と情報連絡体制の強化を図ります。
- ② コミュニティ自主防災組織からの安否確認状況等を集約します。また、要配慮者関連施設等（介護施設及び障害者施設等）の被害状況を確認するとともに、避難者の身体状況等を確認したうえで避難の受け入れ等の対応が可能などうか状況を調査し、避難行動要支援者等の要望に備えます。
- ③ 必要に応じて、安否が不明な要配慮者の安否確認を行います。

(4) 災害時における情報収集及び伝達方法

避難行動要支援者関係



4 避難所における対応

(1) 自主防災組織(コミュニティ、町内会)の役割

状況把握

情報共有

「避難所開設運営に関する協定書」に基づき避難所運営を行ってください。
また、民生・児童委員と協力し、要配慮者の避難生活の把握に努め、困りごとなどがあれば、避難所担当の市職員へ連絡してください。

(2) 民生・児童委員の役割

状況把握

情報共有

自主防災組織（町内会等）と協力し、要配慮者の避難生活の把握に努め、困りごとなどがあれば、避難所担当の市職員へ連絡してください。要配慮者の相談相手となるなど、ケアに努めてください。

(3) 市の役割

状況把握

情報共有

福祉避難
所等検討

避難所担当職員は避難支援等関係者と連携を図り、一般避難所における生活が困難な方については、本人の身体状況、家族状況等により判断し、福祉避難室及び福祉避難所の設置を検討するとともに、必要により要配慮者関連施設等への緊急入所等による支援をします。

開設する避難所等の区分とその基本的な考え方は、次のとおりです。

① 福祉避難室

一般避難所の居住スペースで生活することが困難な要配慮者のために、一般避難所に一般居住エリアと区別する仕切りや和室などの個室を設けます。

② 福祉避難所

一般避難所及び福祉避難室での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所であり、柏崎市では、アルフォーレ及び元気館を指定福祉避難所としています。

③ 施設への緊急入所等

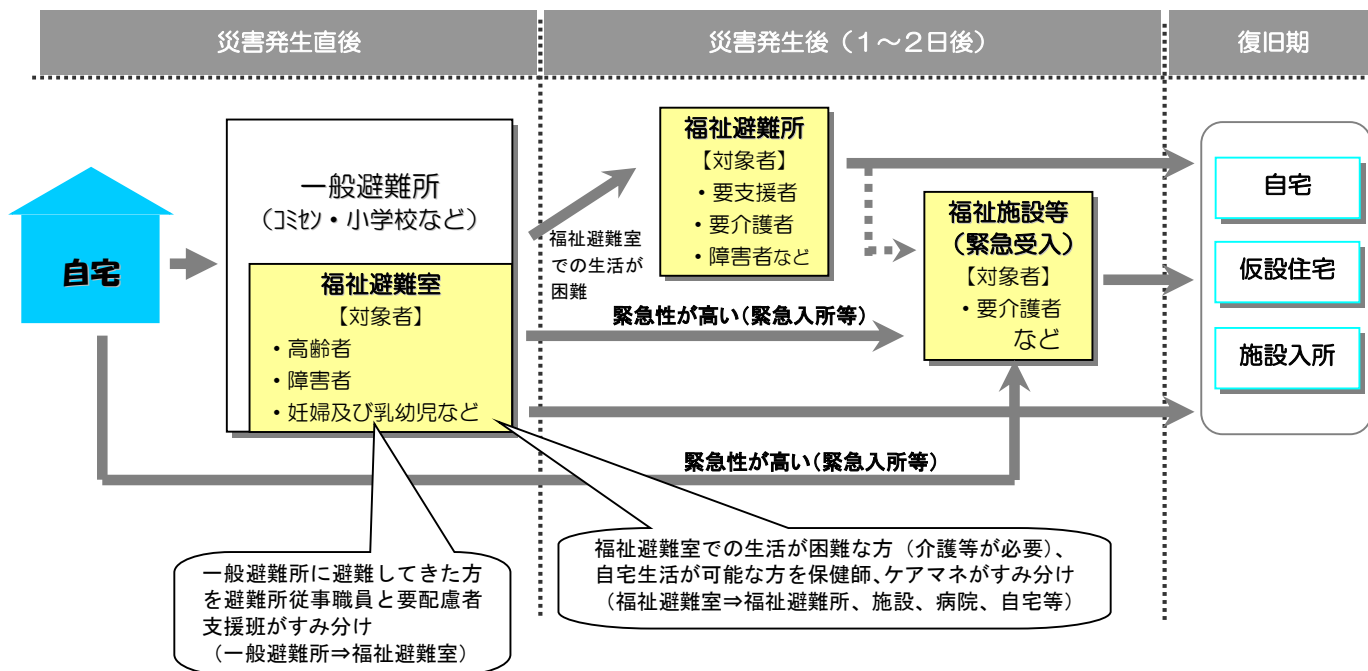
在宅はもちろん福祉避難室、福祉避難所での生活では対応が困難で専門的なケアを必要とする高齢者や障害者等については、要配慮者関連施設において緊急入所等の対応を行います。

医療的な措置が必要と判断される場合は、安全が確保された医療機関へ速やかに搬送します。

●災害発生時の避難誘導の概要

災害発生時には、次のイメージ図のような避難誘導を基本として、対応することとします。その対応にあたっては、避難支援等関係者、市要配慮者支援班をはじめ市関係各班や介護・福祉事業者等と連携を図り、要配慮者の身体状況等に応じて速やかに誘導することとします。

《福祉避難室・福祉避難所イメージ図》



5 災害収束時の対応

（1）自主防災組織（コミュニティ、町内会）の役割

- ① 要配慮者の帰宅支援を行ってください。
- ② 地域支援者から要配慮者の帰宅状況を確認し市へ連絡してください。

（2）民生・児童委員の役割

- ① 地域支援者に協力し、要配慮者の帰宅支援を行ってください。
- ② 自宅に戻った要配慮者のその後のケアに努めてください。

（3）市の役割

避難所担当職員は自主防災組織等と連絡を取り、要配慮者全員の帰宅を確認します。

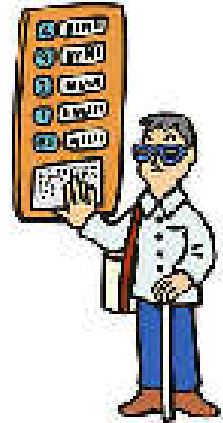
7

避難誘導及び避難生活において配慮すべき事項

1 目の不自由な方

➤ 避難誘導における配慮

- ①目の不自由な方を見かけたら声をかけ、何をしてほしいか尋ねる。
- ②誘導するときは、白杖を持っていない手で、ひじの上をつかんでもらいゆっくり歩く。
- ③方向は「何時の方向」というように、時計の文字盤を想定し、距離は「何メートル先」などと具体的に告げる。
- ④階段などの段差がある場合は、そのすぐ前で止まり、段差があることと上がるのか下がるのかを伝える。
- ⑤盲導犬と一緒にいる場合、直接盲導犬に触れたり、引っ張ったりしない。盲導犬の反対側で腕をつかんでもらい、誘導する。



➤ 避難生活における配慮

- ①避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。
- ②仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。

2 耳の不自由な方

➤ 避難誘導における配慮

- ①筆談、手話、身振りで、災害情報を伝える。
- ②会話をするときは、真っ直ぐに顔を向け、口を大きくはっきりと動かす。口の動きで言葉を読み取れることもある。
- ③ファックスや電子メールなども情報伝達手段として有効である。
- ④助けを求められたら相手の言葉を注意深く聞き取る。相手の言葉が聞き取りにくい場合は、筆談やメモなどでコミュニケーションを図る。



➤ 避難生活における配慮

- ①伝達事項は、紙に書いて知らせる。
- ②派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。
- ③重複聴覚障害者の場合には、更に併せ持つ障害に応じた配慮が必要になる。

3 肢体不自由な方

➤ 避難誘導における配慮

肢体が不自由な方を見かけたら進んで声をかける。支援の必要があるかを尋ね、必要な場合は安全に誘導する。

➤ 車椅子の介助の仕方

①急な下り坂の場合、後ろ向きにして、軽くブレーキをかけながらゆっくりと下る。

②段差を上がる時は、まずはそのことを告げてから、ステッピングバーを踏み、前輪を上げて段の上に乗せてから後輪を上げて段差を越える。

③段差を下りるときは、まずそのことを告げてから、後ろ向きになり、静かに後輪を下ろす。次に、ステッピングバーを踏み、前輪を上げてから後方に引いて、前輪をゆっくり下ろす。

階段では、3～4人で運ぶのが安全です。上がる時は車椅子を前向きに、下るときは車椅子を後ろ向きにするのが安全で恐怖感を与えません。いずれもブレーキを。なお、人手がない場合は、おぶいひもなどで背負う。



➤ 避難生活における配慮

- ①車いすが通れる通路を確保する。
- ②家具の転倒防止などの安全を確認する。
- ③車いす用のトイレを確保する。

4 内部障害のある方

➤ 避難誘導における配慮

本人から身体状況を聞き取り、状況により車椅子を利用するなど適切な誘導を行う。

➤ 避難生活における配慮

- ①医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。
- ②医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。
- ③食事制限の必要な人の確認も必要。
- ④薬やケア用品の確保も必要。
- ⑤ストマ装用者にとってはトイレや水道などの水洗い場・補装具置場等が必要。
- ⑥各種装具・器具用の電源確保が必要。



5 知的障害の方

➤ 避難誘導における配慮

- ①身元が分かる「防災カード」などを作成し、いざというとき身に付けさせる。
- ②言葉で理解されない場合は、手を引いて安全な行動ができるよう誘導する。

➤ 避難生活における配慮

- ①環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、日常の支援者が適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。
- ②個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。



6 精神障害の方

➤ 避難誘導における配慮

- ①精神障害者は、災害時に恐怖にとらわれて思いもよらない行動をとりがちです。できるだけ普段と同じ調子で声をかけたり、スキンシップを図ったりして落ち着かせる。
- ②避難するときなどは、「防災カード」など身元が分かるものを身に付けさせる。

➤ 避難生活における配慮

- ①孤立してしまうことが多いため、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。
- ②服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、量を知っておくこと。(例えばお薬手帳などの利用が必要)
- ③関係医療機関との連絡・支援体制が必要。
- ④個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。

7 認知症の方

➤ 避難誘導における配慮

- ①高齢者は、災害時に恐怖にとらわれて思いもよらない行動をとりがちです。できるだけ普段と同じ調子で声をかけたり、スキンシップを図ったりして落ち着かせる。
- ②避難するときなどは、「防災カード」など身元が分かるものを身に付けさせる。



➤ **避難生活における配慮**

- ①環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。
- ②個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。

8 難病・特定疾患の方

➤ **避難誘導における配慮**

本人から身体状況を聞き取り、状況により車椅子を利用するなど適切な誘導を行う。

➤ **避難生活における配慮**

- ①医療機関の協力による巡回診療の実施や、人工呼吸器や人工透析をはじめ生命に関わる医療援助を必要とする患者の医療機関への早期移送を行う。
- ②服薬を継続するための医薬品を確保する。

9 寝たきりの方

➤ **避難誘導における配慮**

- ①寝たきりの方がいる家庭では、家族だけでは災害時の対応が難しいので、積極的に支援する。
- ②寝たきりの方を避難させるときは、担架で移動する。担架がない場合は、棒と毛布などで簡易担架を作る。

➤ **緊急移動の仕方**

- ①二人のときは、合わせ棒と毛布などで作った応急担架で移動させる。
- ②一人で移動させる場合は、シーツや毛布の両端を結んで、これにくるむように乗せてそのまま引っ張って移動する。

➤ **避難生活における配慮**

- ①各種装具・器具用の電源確保が必要。
- ②個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。



<参考> 福祉避難室について 柏崎市福祉避難所運営マニュアルより一部抜粋

●福祉避難所等の指定（開設場所）

（１）福祉避難室

一般避難所の一般居住スペースの一角に、必要に応じてパーティションで仕切りをつけたり和室などの個室を利用して場所を確保します。

（２）福祉避難所

福祉施設等は平常時からの当該施設利用者に対する支援及び緊急入所者の対応を最優先されることが予想されることから、「柏崎市文化会館アルフォーレ」及び「柏崎市元気館」を指定福祉避難所として対応することとします。ただし、災害の規模により不足する場合は、バリアフリー等に対応し福祉避難所としての機能を有している他の施設を検討します。

施設名	所在地	電話
柏崎市文化会館アルフォーレ	日石町４番３２号	２０－００１０
柏崎市元気館	栄町１８番２６号	２０－４２３１

（３）施設への緊急入所

市内福祉事業所と避難受入れ協定を締結していますので、当該協定に基づいて関係事業所と連携して、必要に応じて対応します。

●生活必需品（備蓄品）等の確保

飲料水・食料等の一般避難所でも必要とする生活必需品のほか、高齢者や乳幼児用の紙おむつなどの消耗品、ベッド、ふとん、車いす、ポータブルトイレなど要配慮者向けの特別な物品が必要となります。

また、食料についても、要配慮者が食べやすいものを用意し、刻み食などの対応を行えるよう調理機材も用意する必要があります。

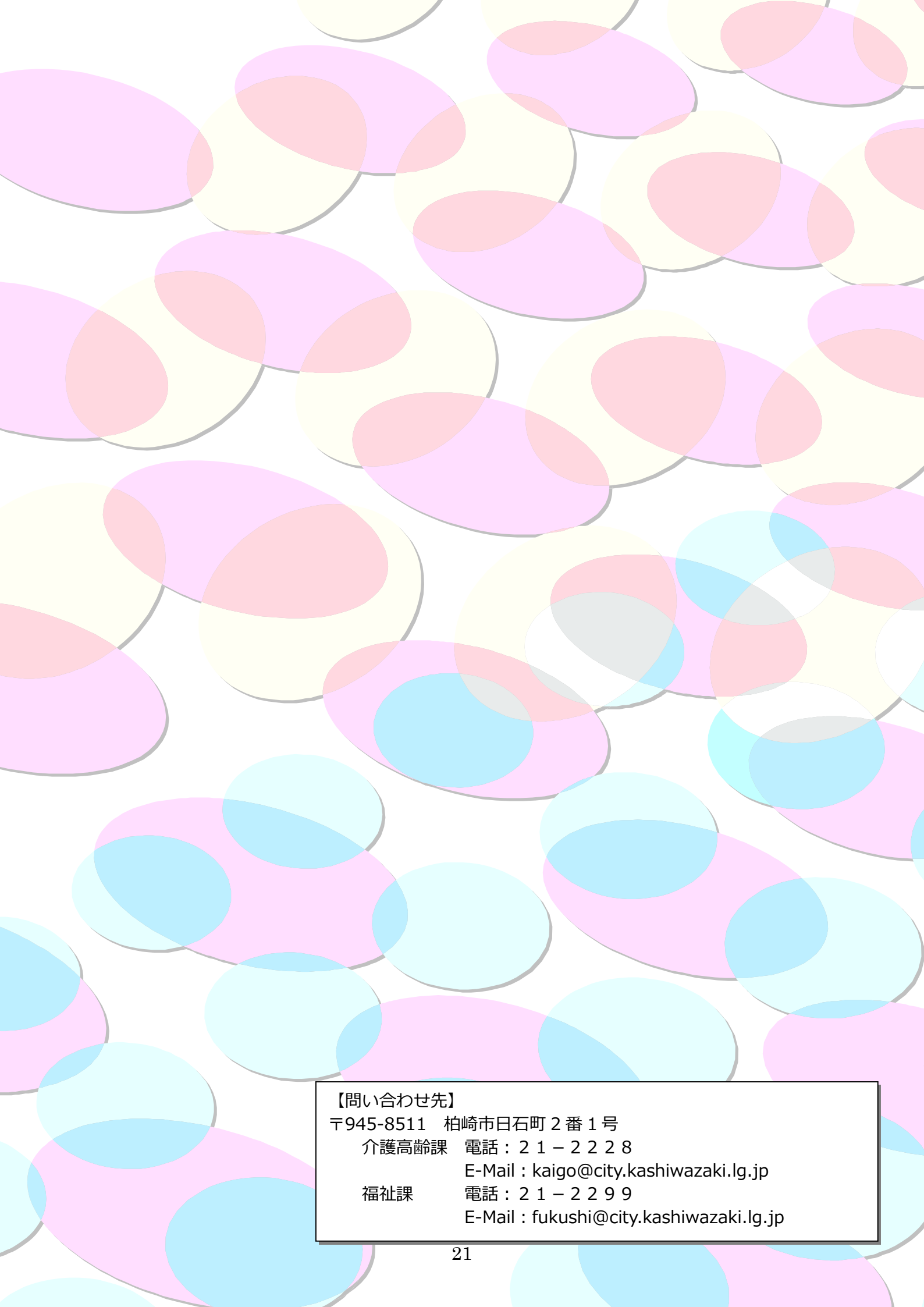
居住スペースの確保にあたっては、空間を仕切るパーティションなどが必要です。

【必要と思われる備蓄品の一例】

品目	備考
要配慮者用食料	離乳食、ミルク、おかゆ、ＰＬＣ食品
要配慮者用日用品	スプーン
おむつ	大人用、子供用
簡易間仕切り	個室スペースを確保できるもの
簡易トイレ	車椅子用、組立式
特殊寝台	角度調整等が可能なベッド
マットレス	特殊寝台又は直床に使用
車椅子	手押し介助により移動できるもの
毛布	寒さを防げるもの

✕E

A series of 20 horizontal blue lines, evenly spaced, spanning the width of the page. These lines are intended for handwritten notes or answers.



【問い合わせ先】

〒945-8511 柏崎市日石町 2 番 1 号

介護高齢課 電話：2 1－2 2 2 8

E-Mail：kaigo@city.kashiwazaki.lg.jp

福祉課 電話：2 1－2 2 9 9

E-Mail：fukushi@city.kashiwazaki.lg.jp